

町税などについて

町では、町民の皆さんが豊かさを実感できるような、町づくりを実施しています。そのためには、たくさんの資金が必要となりますが、この資金は皆さんで出し合っていかなければなりません。税金や保険料などは、私たちが、社会の一員として暮らしていくために支払わなければならないものです。

町税のおもなもの

問 税務課

	納税義務者	備考
町県民税	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月1日現在、町内に住所がある人で、前年中に所得があった人 ● 1月1日現在、町内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、町内に住所がない人 	税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに町県民税申告書を提出してください。ただし、給与収入のみで年末調整が済んだ人や、公的年金のみの人、所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。
固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有する人	固定資産課税台帳は課税決定後に縦覧期間(毎年4月1日から第1期納期限まで)があります。なお、事業用償却資産の所有者は1月31日までに申告してください。家屋を取壊した場合、すみやかに税務課へ届出してください。
軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む。)を所有する人	二輪及び四輪以上の軽自動車を所有する人で、最初の新規検査から13年を経過した車両については、重課税率が適用されます。身体に障害がある人等が所有し、本人や家族が運転する車の税金は免除される場合があります。

※国民健康保険税については「保険・年金」(13ページ)をご覧ください。

納付

町税などの種類と納付月

納付月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	問合せ
税	固定資産税		1期・全		2期		3期		4期					税務課
	町・県民税			1期・全		2期		3期			4期			
	軽自動車税	全期												
	国民健康保険税		1期		2期		3期		4期		5期		6期	
その他	後期高齢者医療保険料	特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	住民課
		普通徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	
	介護保険料	特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	福祉課
		普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
上下水道料			1期 (3~ 5月分)				2期 (6~ 8月分)			3期 (9~ 11月分)			4期 (12~ 2月分)	土木課 産業経済課

※税目ごとに問合せ先が異なりますので、ご注意ください。



税金

納税の方法

町から納付書を郵送します。
以下の方法により、納期限内に納付してください。

1 町役場にて納付

2 指定金融機関にて

- 窓口で納付
- 口座振替で納付

町税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。
滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税は **便利** **確実** **安心** な

「**口座振替**」がおすすめです！

【指定金融機関】

北國銀行・鶴来信用金庫・能美農業協同組合・ゆうちょ銀行

【申込方法】

役場窓口または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの：納税通知書、通帳、取引印（通帳届出印）

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。（振替日は納期の末日）

納税のご相談は 税務課

町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

税の大切なお知らせ

問 税務課

亡くなられた人に町税が課税されている場合、新たに納税義務者となられる人はすみやかに税務課に申し出てください。

なお、次のような手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

納税方法など

◎口座振替納付をされている人

亡くなられた人の口座から振替をされている場合は、口座が閉鎖されるため口座振替ができなくなります。今後も引き続き口座振替を希望される場合は、役場窓口や金融機関に備えてある依頼書をご提出ください。

■そのほかの手続きなど

◎今年中亡くなるまでに所得があった人

今年中に亡くなられた人に対しては、来年度分の町県民税は課税されません。

◎固定資産(土地・家屋)をお持ちの人

不動産の所在地を所管する法務局での、相続登記の手続きが必要になります。

◎固定資産(償却資産)をお持ちの人

毎年の償却資産の申告時に、相続した人の名前で申告してください。

◎軽自動車やバイク等をお持ちの人

各所管の窓口での軽自動車やバイク等の名義変更を速やかに行ってください。

◎国民健康保険に加入の人

国民健康保険税は死亡した月から資格喪失となり、税額変更通知書を送付しますのでご確認ください。

国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について(法人県民税、自動車税など)	小松県税事務所	☎0761-23-1713
県税について(不動産取得税など)	金沢県税事務所	☎076-263-8831
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	小松税務署	☎0761-22-1171